

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度 (令和2年4月一部変更)
計画主体	鹿児島市

鹿児島市鳥獣被害防止計画(変更)

<連絡先>

担当部署名 農林水産部生産流通課
所在地 鹿児島市山下町11-1
電話番号 099-216-1340(直通)
FAX番号 099-216-1336
メールアドレス seisanryutu@city.kagoshima.lg.jp

(注) 本書の元号については、本計画策定時点のものを使用しております。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマ、カラス、ヒヨドリ
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	鹿児島市一円

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、サトイモ、サツマイモ、桜島小みかんなど	被害面積：72.50ha 被害金額：10,175千円
シカ	水稲など	被害面積：6.82ha 被害金額：715千円
タヌキ	ミカン類、スイートコーン、サツマイモなど	被害面積：6.97ha 被害金額：961千円
アナグマ	ミカン類、スイカ、スイートコーンなど	被害面積：15.02ha 被害金額：2,315千円
カラス	ビワ、桜島小みかん、スイートコーンなど	被害面積：14.93ha 被害金額：2,295千円
ヒヨドリ	ミカン類、野菜類など	被害面積：14.52ha 被害金額：2,308千円
合 計		被害面積：130.76ha 被害金額：18,769千円

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <p>市内全域の山間部等に生息しており、水稲の生育期から収穫期にかけての食害や、稲の踏み倒しが発生している。</p> <p>また、サツマイモ被害のほか、松元地域では、生育期から収穫期のサトイモ被害、桜島地域では、収穫期の桜島小みかんで被害が発生している。</p> <p>○シカ</p> <p>主に郡山・吉田地域で定植期から生育期の水稲被害が発生している。</p> <p>また、伊敷・谷山地域でも被害が発生している。</p> <p>○タヌキ・アナグマ</p> <p>近年、アナグマの被害が増加傾向にあり、スイカやサツマイモなどへの被害が発生している。</p> <p>また、喜入地域では収穫期のスイートコーンやカボチャへの被害、桜島</p>

<p>地域ではミカン類への被害が発生している。</p> <p>○カラス 桜島地域では生育期から収穫期のビワや桜島小みかんへの被害、喜入地域ではスイートコーンなどへの被害が発生している。</p> <p>○ヒヨドリ 年によって被害の増減が大きい。主にかんきつ類やアブラナ科野菜、豆類への被害が大きい。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成32年度）	備考
被害金額	イノシシ：10,175千円 シカ：715千円 タヌキ：961千円 アナグマ：2,315千円 カラス：2,295千円 ヒヨドリ：2,308千円	イノシシ：7,100千円 シカ：500千円 タヌキ：700千円 アナグマ：1,600千円 カラス：1,800千円 ヒヨドリ：2,200千円	ヒヨドリとカラスは年によって被害の増減が大きく、目標値を設定しにくいいため、過去5年間の平均値を基準に、ヒヨドリは50%程度、カラスは70%程度を軽減目標とした。
合計	18,769千円	13,900千円	
被害面積	イノシシ：72.50ha シカ：6.82ha タヌキ：6.97ha アナグマ：15.02ha カラス：14.93ha ヒヨドリ：14.52ha	イノシシ：50.0ha シカ：5.0ha タヌキ：5.0ha アナグマ：10.0ha カラス：10.0ha ヒヨドリ：10.0ha	
合計	130.76ha	90.0ha	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>被害を受けた農林業者等から依頼を受けた地元猟友会が、わな及び銃器により有害鳥獣捕獲を行っており、必要に応じて、猟友会に対し箱わなの貸出しを行っている。</p> <p>また、地元猟友会等の捕獲活動を支援するため、市単独事業による支援（捕獲協力費、捕獲活動支援補助金）や国の緊急捕獲活動支援事業を実施している。</p>	<p>箱わなによる捕獲が望ましい場合が増えてきているが、箱わなの数が十分ではない。</p> <p>高齢化等に伴い捕獲従事者数は、減少傾向にあることから、担い手の確保・育成が必要である。</p>

	捕獲従事者の確保・育成のため、狩猟免許初心者講習会受講料の助成を行っている。	
防護柵の設置等に関する取組	<p>【電気柵・防獣ネットの設置】</p> <p>H26年度：468基 114.6ha</p> <p>H27年度：349基 102.8ha</p> <p>H28年度：311基 82.0ha</p> <p>H29年度：420基 115.1ha</p> <p>【ワイヤーメッシュ柵の設置】</p> <p>H29年度：2地区 1,144m 0.95ha</p>	<p>防護柵設置後は、草払いを行うなど、管理を十分にする必要がある。</p> <p>防護柵を設置していない隣接圃場への被害が増加しているため、広域的な共同設置を進めていく必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

侵入防止柵等の導入による鳥獣被害の防止や、猟友会等との連携による個体数調整を行う。また、鳥獣被害防止に関する研修会などを実施し、地域ぐるみで被害の減少に努める。

今後の計画

- ① 猟友会等の捕獲活動に対する支援による捕獲活動の強化及び新規捕獲従事者の確保
- ② 電気柵などの侵入防止柵の導入推進
- ③ 総合的な被害防止対策に関する研修会や先進地視察を通して、地域ぐるみで「鳥獣を寄せ付けない」取組の実践を推進
- ④ 鳥獣被害防止マニュアル等の情報提供

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業者等からの依頼を受けて、地元の猟友会が銃器又はわなによる有害鳥獣の捕獲を行う。

捕獲従事者見込み数

中央・伊敷・吉野・東桜島地域	25名
谷山地域	23名
吉田地域	9名
桜島地域	20名
喜入地域	18名
松元地域	12名
郡山地域	12名

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30年度	イノシシ シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって鳥獣被害対策を図るほか、狩猟免許試験等の情報提供を広く行うなど、捕獲従事者の育成・確保に努める。 捕獲活動の推進、継続を図るため、猟友会の捕獲活動経費の助成や、箱わなの導入、貸し出しを行う。
31年度	イノシシ シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって鳥獣被害対策を図るほか、狩猟免許試験等の情報提供を広く行うなど、捕獲従事者の育成・確保に努める。 捕獲活動の推進、継続を図るため、猟友会の捕獲活動経費の助成や、箱わなの導入、貸し出しを行う。
32年度	イノシシ シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって鳥獣被害対策を図るほか、狩猟免許試験等の情報提供を広く行うなど、捕獲従事者の育成・確保に努める。 捕獲活動の推進、継続を図るため、猟友会の捕獲活動経費の助成や、箱わなの導入、貸し出しを行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ</p> <p>捕獲実績及び被害金額は、H26年度は897頭・9,030千円、H27年度は1,267頭・10,979千円、H28年度は1,229頭・10,175千円となっている。</p> <p>捕獲数は増加しているが、農作物への被害は横ばいで、依然として大きな被害が発生していることから、捕獲対策を強化する必要があるため、捕獲計画数を1,400頭とする。</p> <p>② シカ</p> <p>捕獲実績及び被害金額は、H26年度は163頭・976千円、H27年度は188頭・705千円、H28年度は120頭・715千円となっている。</p> <p>今後も市北部地域を中心に被害の拡大が懸念されることから捕獲対策を強化する必要があるため、捕獲計画数を200頭とする。</p> <p>③ タヌキ</p> <p>捕獲実績は、H26年度は158頭、H27年度は155頭、H28年度は154頭となっている。</p> <p>引き続き被害を防止するため、捕獲計画数を200頭とする。</p>

- ④ アナグマ
 捕獲実績は、H26年度は66頭、H27年度は170頭、H28年度は303頭となっている。
 捕獲頭数が増加していることから、捕獲計画数を400頭とする。
- ⑤ カラス
 捕獲実績は、H26年度は845羽、H27年度は648羽、H28年度は548羽となっている。
 引き続き被害を防止するため、捕獲計画数を1,000羽とする。
- ⑥ ヒヨドリ
 捕獲実績は、H26年度は497羽、H27年度は377羽、H28年度は16羽となっている。
 年による飛来状況の変動が大きく、飛来した年は被害が大きくなるため、捕獲対策を図る必要があることから、捕獲計画数を700羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ	1,400頭	1,400頭	1,400頭
シカ	200頭	200頭	200頭
タヌキ	200頭	200頭	200頭
アナグマ	400頭	400頭	400頭
カラス	1,000羽	1,000羽	1,000羽
ヒヨドリ	700羽	700羽	700羽

捕獲等の取組内容
<p>被害発生に併せ、付近での重点的な捕獲活動を行う。</p> <p>イノシシは市内全域で、銃器及びわなで捕獲する。シカは吉田・郡山地域を中心に銃器及びわなで捕獲する。タヌキ・アナグマは桜島・喜入地域を中心にわなで捕獲する。カラスは被害の多い桜島地域を中心に銃器及び捕獲箱で捕獲する。ヒヨドリは市内全域で、銃器により捕獲する。</p> <p>特定猟具使用禁止区域（銃猟禁止区域）では、くくりわな、箱わな等を活用した捕獲を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ シカ タヌキ アナグマ	電気柵、防獣ネット 市単独 105ha 69,100m	電気柵、防獣ネット 市単独 100ha 66,000m ワイヤーメッシュ柵 国事業 5ha 3,300m	電気柵、防獣ネット 市単独 95ha 62,700m ワイヤーメッシュ柵 国事業 5ha 3,300m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30年度	イノシシ シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の住処となる遊休農地の解消など地域が主体となった集落環境の整備。 除間伐の推進による緩衝帯の整備。 圃場の清掃などの被害対策指導。 ビワ等の被害防止のための防鳥機の設置。 鳥獣対策研修会の実施。 鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換、適切な侵入防止柵の管理などの現地指導を行う。
31年度	イノシシ シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の住処となる遊休農地の解消など地域が主体となった集落環境の整備。 除間伐の推進による緩衝帯の整備。 圃場の清掃などの被害対策指導。 ビワ等の被害防止のための防鳥機の設置。 鳥獣対策研修会の実施。 鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換、適切な侵入防止柵の管理などの現地指導を行う。
32年度	イノシシ シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の住処となる遊休農地の解消など地域が主体となった集落環境の整備。 除間伐の推進による緩衝帯の整備。 圃場の清掃などの被害対策指導。 ビワ等の被害防止のための防鳥機の設置。 鳥獣対策研修会の実施。

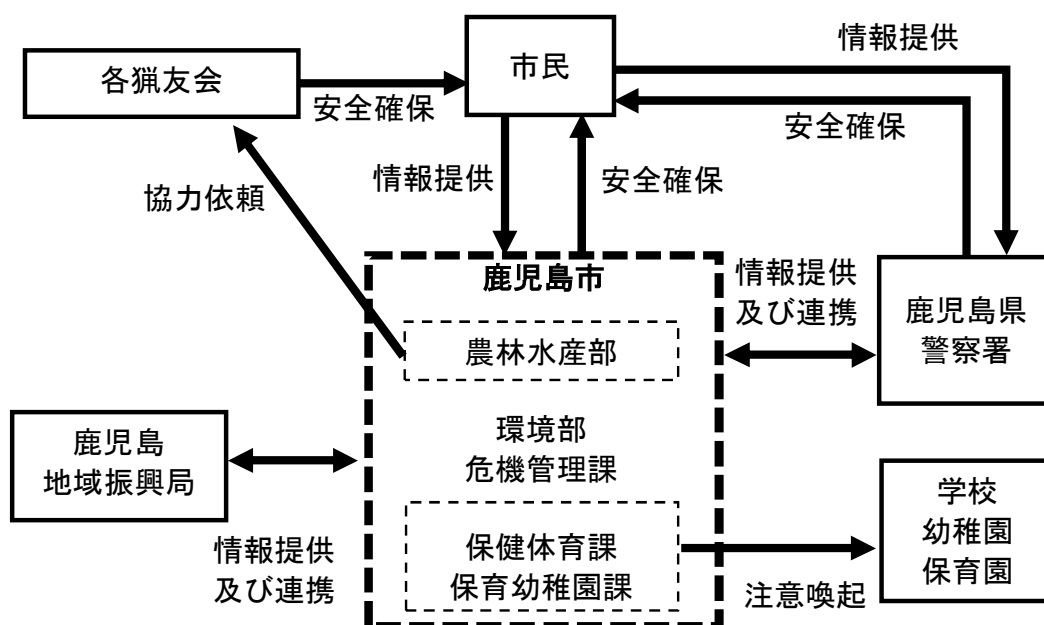
	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換、適切な侵入防止柵の管理などの現地指導を行う。
--	--

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鹿児島市	市民から連絡を受け、現場に急行した者は、警察と協力し、周辺住民の安全を確保する。 また、必要に応じて追い払いを行う。 関係機関へ連絡を行い、周辺住民・学校等への注意喚起を行う。
鹿児島県警察署	現場の安全の確保 必要に応じて追い払いを行う。
各猟友会	鹿児島市からの協力要請を受け、現場に向かい、対応する。
鹿児島地域振興局	被害防止対策の指導及び助言を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したイノシシ、シカについては、捕獲後速やかに埋設するか、捕獲者が食用として自家消費する。
それ以外の鳥獣は埋設又は焼却処分とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当なし

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
市内農業協同組合	各地域での被害状況の把握、被害防止。営農（技術）指導、情報提供を行う。
かごしま森林組合	山林での被害状況の把握、被害防止。
鹿児島森林管理署	国有林での被害状況の把握、被害防止。
南薩農業共済組合	鳥獣被害の共済関係の情報提供を行う。
鹿児島地域振興局	有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止技術指導及び情報提供を行う。
麿城猟友会	事務局を担当する。 吉野、伊敷、中央、東桜島地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
鹿児島猟友会	谷山地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
鹿児島南猟友会	谷山地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
吉田地区猟友会	吉田地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
桜島地区有害鳥獣捕獲協会	桜島地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。

喜入猟友会	喜入地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
松元猟友会	松元地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
郡山猟友会	郡山地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
鹿児島北部地区鳥獣保護管理員	鹿児島北部地域の監視
鹿児島南部地区鳥獣保護管理員	鹿児島南部地域の監視
吉田地区鳥獣保護管理員	吉田地域の監視
桜島地区鳥獣保護管理員	桜島地域の監視
喜入地区鳥獣保護管理員	喜入地域の監視
松元地区鳥獣保護管理員	松元地域の監視
郡山地区鳥獣保護管理員	郡山地域の監視
鹿児島市	被害防止計画の策定、被害対策に関する情報収集、及び被害防止技術指導、情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県警察署	有害鳥獣に係る情報の共有及び狩猟の安全対策指導
鹿児島県	有害鳥獣捕獲関連情報と被害防止技術の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年11月1日設立。市職員46名（平成29年11月1日現在）で組織し、捕獲駆除指導や被害防止技術等の普及指導などを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし